# 経済財政運営と改革の基本方針2019、 成長戦略実行計画について (職業安定局に関係する主な事項)

「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」・・・P1 「成長戦略実行計画(令和元年6月21日閣議決定)」・・・・・・・・・・・・P4

# 「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」(抜粋) (職業安定局に関係する主な部分)

経済財政運営と改革の基本方針2019 ~「令和」新時代:「Society 5.0」への挑戦~

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

- 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化
- (2)全世代型社会保障への改革
  - ① 70歳までの就業機会確保

#### (多様な選択肢)

人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。

高齢者の雇用・就業機会を確保していくには、70歳までの就業機会の確保を図りつつ、65歳までと異なり、<u>それぞれの高齢者の特性に応じた活躍</u>のため、とり得る選択肢を広げる必要がある。

このため、<u>65歳から70歳までの就業機会確保については、多様な選択肢を法制度上整え</u>、当該企業としては、そのうちどのような選択肢を用意するか、労使で話し合う仕組み、また、当該個人にどの選択肢を適用するか、企業が当該個人と相談し、選択ができるような仕組みを検討する。

法制度上整える選択肢のイメージは、

- (a)定年廃止
- (b)70歳までの定年延長
- (c)継続雇用制度導入(現行65歳までの制度と同様、子会社・関連会社での継続雇用を含む)
- (d)他の企業(子会社・関連会社以外の企業)への再就職の実現
- (e)個人とのフリーランス契約への資金提供
- <u>(f)個人の起業支援</u>
- (g)個人の社会貢献活動参加への資金提供

が想定し得る。

企業は(a)から(g)の中から当該企業で採用するものを労使で話し合う。 それぞれの選択肢の具体的な検討に当たっては、各選択肢における企業 が負う責務の程度など、企業の関与の具体的な在り方について、今後慎重 に検討する。

# (第一段階の法制整備)

70歳までの就業機会の確保を円滑に進めるためには、法制についても、 二段階に分けて、まず、第一段階の法制の整備を図ることが適切である。 第一段階の法制については、法制度上、上記の(a)~(g)といった選択肢 を明示した上で、70歳までの就業機会確保の努力規定とする。また、必要 があると認める場合は、厚生労働大臣が、事業主に対して、個社労使で計 画を策定するよう求め、計画策定については履行確保を求める。

#### (第二段階の法制整備)

第一段階の実態の進捗を踏まえて、第二段階として、<u>現行法のような企業名公表による担保(いわゆる義務化)のための法改正を検討する</u>。この際は、かつての立法例のように、健康状態が良くない、出勤率が低いなどで労使が合意した場合について、適用除外規定を設けることについて検討する。

#### (提出時期及び留意点)

混乱が生じないよう、65歳(現在63歳。2025年に施行完了予定)までの現 行法制度は、改正を検討しないこととする。

手続的には、<u>労働政策審議会における審議を経て、2020年の通常国会</u>において、第一段階の法案提出を図る。

## (年金制度との関係)

70歳までの就業機会の確保に伴い、現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行わない。他方、現在60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始の時期については、70歳以降も選択できるよう、その範囲を拡大する。加えて、在職老齢年金制度について、公平性に留意した上で、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

このような取組を通じ、就労を阻害するあらゆる壁を撤廃し、働く意欲を削がない仕組みへと転換する。

# ② 中途採用・経験者採用の促進

人生100年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要である。特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の必要な見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用の拡大を図る必要がある。このため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。

## 2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

- (3)所得向上策の推進
- ① 就職氷河期世代支援プログラム

#### (基本認識)

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、新卒一括採用をはじめとした流動性に乏しい雇用慣行が続いてきたこともあり、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。

全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中で、これら就職氷河期世代への本格的支援プログラムを政府を挙げて、また民間ノウハウを最大限活用して進めることとした。就職氷河期世代が抱える固有の課題(希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足、年齢の上昇等)や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、地域ごとに対象者を把握した上で、具体的な数値目標を立てて3年間で集中的に取り組む。

支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者(少なくとも50万人)、就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。この3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す。

社会との新たなつながりを作り、本人に合った形での社会参加も支援するため、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

#### (施策の方向性)

# (i)相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援

〇きめ細かな伴走支援型の就職相談体制の確立

SNS、政府広報、民間ノウハウ等も活用し、本プログラムによる新たな支援策の周知徹底を図り、できるだけ多くの支援対象者が相談窓口を利用する流れをつくる。

ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練の助言、求人開拓等の各専門担当者のチーム制によるきめ細かな伴走型支援を実施するとともに、専門ノウハウを有する民間事業者による対応、大学などのリカレント教育の場を活用した就職相談の機会を提供する。

地方自治体の無料職業紹介事業を活用したきめ細かなマッチングの仕組みを横展開する。

#### ○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

仕事や子育て等を続けながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出ロー体型」のプログラム、人手不足業種等の企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等を整備する。「出ロー体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

#### ○採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備

採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の実施を推進する。

<u>各種助成金の見直し等により企業のインセンティブを強化</u>する。

採用企業や活躍する個人、農業分野などにおける中間就労の場の提供等を行う中間支援の好事例を横展開する。

#### 〇民間ノウハウの活用

最近では、転職、再就職を求める人材の民間事業者への登録、民間事業者による就職相談や仕事の斡旋の事例が増加している。<u>就職相談、教育訓練・職場実習、採用・定着の全段階について、専門ノウハウを有する民間事業者に対し、成果に連動する業務委託を行い、ハローワーク等による取組と車の両輪で、必要な財源を確保し、本プログラムの取組を加速させる</u>。

#### (ii)個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

#### 〇アウトリーチの展開

受け身ではなく能動的に潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけ、支援の情報を本人・家族の手元に確実に届けるとともに、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行う。このため、地域若者サポートステーションや生活困窮者相談支援機関のアウトリーチ機能を強化し、関係機関の連携を進める。

# ○支援の輪の拡大

断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動を促進するとともに、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じて、当事者に寄り添った支援を行う。

以上の施策に併せて、地方経済圏での人材ニーズと新たな活躍の場を求める人材プールのマッチングなどの仕組みづくりやテレワーク、副業・兼業の拡大、柔軟で多様な働き方の推進により、地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策の積極的活用を進める。

就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、関係者で構成するプラットフォームを形成・活用するとともに、本プログラムに基づく取組について、様々なルートを通じ、一人一人につながる戦略的な広報を展開する。

短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、被用者保険(年金・医療)の適用拡大を進めていく。

速やかに、実効ある施策の実施に必要な体制を内閣官房に整備し、定期的に施策の進捗状況を確認し、加速する。

#### 5. 重要課題への取組

#### (3)外国人材の受入れとその環境整備

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「外国人材の受入 れ・共生のための総合的対応策の充実について」に基づき、着実に取組を 進める。

#### ①外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進

新たな在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」による外国人材(以下「特定技能外国人材」という。)を円滑かつ適正に受け入れる。

特定技能外国人材等が大都市圏等に過度に集中しないよう、地域差や分野ごとの特性等を踏まえた地方での就労を促進するための強力な対策を講ずるとともに、地方自治体等が運営する一元的相談窓口の整備促進など、地方の受入れ環境整備を進める。

悪質な仲介事業者の排除等を目的とした二国間の協力覚書の作成を推進するとともに、その実効性を確保する。あわせて海外における日本語教育基盤の充実を図る。

国際会議の開催を含め、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図る。

地域における継続的な外国人材の受入促進のため、一定の要件を満たす 所属機関等を対象に、本人に代わりオンラインで在留関係諸申請手続を行 えるようにする。

#### ② 共生社会実現のための受入れ環境整備

今後我が国に在留する外国人の増加を見据え、<u>国民及び外国人の声を聴きつつ、外国人を適正に受け入れ、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる共生社会を実現するための施策を充実・強化</u>する。

具体的には、地方自治体等が運営する一元的相談窓口の整備促進、同相談窓口への法務省等の職員派遣等による支援の強化等を行う。<u>関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人、外国人を支援する個人・団体等及び地方自治体の相談窓口がワンストップで正確な情報を入手可能な拠点を整備し(外国人共生センター(仮称)の設置)、2020年度中に運用を開始する。司法分野や行政窓口等における多言語対応のための体制整備を図る。</u>

#### ③ 在留管理体制の構築

# (在留状況・就労状況の把握)

外国人の適正な受入れ等のため、在留状況や就労状況等について、より 正確な情報に基づく審査を図る。このため、在留外国人を受入機関別に把握 するためのICT活用システムの整備等を行うとともに、届出のオンライン化や 出入国在留管理庁と厚生労働省とのオンラインでの情報連携を検討・推進す る。偽造在留カードを簡便に発見するための効果的な方策を検討・推進する などして、不法滞在者対策を強化する。これらの業務を適切に遂行するため、 職員等への研修や研究の充実など体制の強化を図る。

- (7)暮らしの安全・安心
- ⑤ 共助・共生社会づくり
- (共生社会づくり)

(中略)障害者雇用ゼロ企業をはじめとする中小企業による雇用の促進や、 多様な障害特性に応じた職場定着支援の推進、地域における障害者就労支 援の推進等を図る。公務部門における障害者雇用について2018年に判明し た不適切計上の再発防止を図る。

#### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

- 2. 経済・財政一体改革の推進等
- (2)主要分野ごとの改革の取組
- ①社会保障

#### (多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革等)

高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度の実現を目指して検討を行う。働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるなど、多様な生き方、働き方に対応した社会保障制度を目指す。雇用の期間を「縦」に伸ばす観点から、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備するとともに、雇用の選択肢を「横」に広げていく取組を進める。あわせて、サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する。

短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行いつつ、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。また、多様で柔軟な働き方を支援するため、就業調整の是正に向けた環境整備を進めるとともに、企業によるキャリア相談やサバティカル休暇制度の導入を促進する。

高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向、年金財政や再分配機能に与える影響、公平性等に留意した上で、繰下げ制度の柔軟化を図るとともに、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ在職老齢年金の在り方等を検討し、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。また、老後の生活設計の選択を支援するため、随時ねんきん定期便等の記載を見直す。

雇用情勢はアベノミクス等の成果により引き続き安定的に推移していること等を踏まえ、消費税率引上げ後の国民の所得環境にも配意し、雇用保険 の積立金の積極的な活用と安定的な運営の観点から、雇用保険料と国庫 負担の時限的な引下げの継続等について検討する。

# 「成長戦略実行計画(令和元年6月21日閣議決定)」(抜粋)

(職業安定局に関係する主な部分)

#### 第3章 全世代型社会保障への改革

- 1. 70歳までの就業機会確保
- (2)対応の方向性
- ①70歳までの就業機会確保

#### (多様な選択肢)

人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。

高齢者の雇用・就業機会を確保していくには、70歳までの就業機会の確保を図りつつ、65歳までと異なり、それぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、とり得る選択肢を広げる必要がある。

このため、<u>65歳から70歳までの就業機会確保については、多様な選択肢を法制度上整え</u>、当該企業としては、そのうちどのような選択肢を用意するか、労使で話し合う仕組み、また、当該個人にどの選択肢を適用するか、企業が当該個人と相談し、選択ができるような仕組みを検討する。

法制度上整える選択肢のイメージは、

- (a) 定年廃止
- (b) 70歳までの定年延長
- (c) 継続雇用制度導入(現行65歳までの制度と同様、子会社・関連会社での継続雇用を含む)
- (d) 他の企業(子会社・関連会社以外の企業)への再就職の実現
- (e) 個人とのフリーランス契約への資金提供
- (f) 個人の起業支援
- (g) 個人の社会貢献活動参加への資金提供

が想定し得る。

企業は(a)から(g)の中から当該企業で採用するものを労使で話し合う。 それぞれの選択肢の具体的な検討に当たっては、各選択肢における企業 が負う責務の程度など、企業の関与の具体的な在り方について、今後慎重 に検討する。

# (第一段階の法制整備)

70歳までの就業機会の確保を円滑に進めるためには、法制についても、 二段階に分けて、まず、第一段階の法制の整備を図ることが適切である。

第一段階の法制については、法制度上、上記の(a)~(g)といった選択肢を明示した上で、70歳までの就業機会確保の努力規定とする。また、必要があると認める場合は、厚生労働大臣が、事業主に対して、個社労使で計画を策定するよう求め、計画策定については履行確保を求める。

#### (第二段階の法制整備)

第一段階の実態の進捗を踏まえて、第二段階として、<u>現行法のような企業名公表による担保(いわゆる義務化)のための法改正を検討</u>する。この際は、かつての立法例のように、健康状態が良くない、出勤率が低いなどで<u>労使</u>が合意した場合について、適用除外規定を設けることについて検討する。

#### (提出時期及び留意点)

混乱が生じないよう、65歳(現在63歳。2025年に施行完了予定)までの現 行法制度は、改正を検討しないこととする。

手続的には、<u>労働政策審議会における審議を経て、2020年の通常国会に</u>おいて、第一段階の法案提出を図る。

#### (年金制度との関係)

70歳までの就業機会の確保に伴い、現在65歳からとなっている年金支給 開始年齢の引上げは行わない。

他方、現在60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始の時期については、70歳以降も選択できるよう、その範囲を拡大する。加えて、在職老齢年金制度について、公平性に留意した上で、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

このような取組を通じ、就労を阻害するあらゆる壁を撤廃し、働く意欲を削がない仕組みへと転換する。

#### (諸環境の整備)

高齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。

また、<u>女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化など、中</u> 高年齢層の女性の就労支援を進める。

#### 2. 中途採用・経験者採用の促進

# (2)対応の方向性

人生100年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要である。特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の必要な見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用の拡大を図る必要がある。

このため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。